各教育事務所長,支所長 殿

愛知県教育委員会教育長

学校における化学物質対策について(通知)

学校における化学物質対策については、平成18年3月に、「学校における室内空気中化学物質対策マニュアル〜シックハウス予防のために〜」において示しているところですが、周知が徹底されておらず対応が不十分なケースが見受けられます。

つきましては、あらためて現在の対応を確認していただき、新たな化学物質による 健康被害を未然に防ぐため、下記事項に留意の上、適切に対応していただくよう管内 の各市町村教育委員会に対する周知及び指導をお願いいたします。

記

- 1 校舎の改修等工事について
- (1) 揮発性有機化合物が発生するような塗装、防水工事については、長期休業中に 行うなどできる限り児童生徒がいない状態で行うよう日程調整に配慮すること。 また、児童生徒に対しては、塗料や接着剤等に含まれる化学物質に暴露することがないよう、作業現場の周囲に近づけさせないなどの注意をすること。

なお、風向き等により児童生徒に化学物質が暴露する可能性がある場合には、 学校は、児童生徒を避難させることや作業を中断することなどについて、事前に 施工業者と対応方法を検討しておくこと。

- (2) 工事終了後、校舎内に塗料や使った材料の臭気が滞留している場合は、換気を 十分行うこと。
- (3)使用する資材は、できる限り化学物質を放散しないものを使用すること。
- (4) 化学物質に過敏な者が在籍している学校においては、事前に必ず工事の期間や 使用する塗料等原材料の情報を該当する児童生徒の保護者に連絡し、健康被害の 発生予防に努めること。
- 2 冷暖房設備について
- (1) 学校で冷暖房を行う場合、稼働したまま換気をせずに閉めきっていると、空気が入れ替わらず、室内の空気に含まれる化学物質濃度が上昇し、教室内の児童生徒は汚染された空気を吸うことになるため、使用にあたっては、定期的に換気を行うこと。特に開放型の燃焼器具を使用する場合は注意すること。

- (2) 化学物質に過敏な者が在籍している学校においては、使用方法について該当児 童生徒の保護者と調整の上、機械に付着している化学物質を十分飛ばしてから供 用すること。また、開放型の燃焼器具はできる限り使用しないこと。
- 3 夏季休業明けの換気について

夏季休業中は、長期間教室等を閉め切った状態になり、様々な化学物質が放散し、 滞留している可能性があるので、十分な換気を行うこと。

4 塗料、文具等の使用について

換気の悪い教室内でトルエンやキシレン等の有機溶剤を含む塗料、マジック、接着剤等を使用すると、化学物質の室内濃度が高くなり、健康被害を引き起こす可能性があることから、十分な換気を行うよう指導するとともに、有機溶剤等を含まない水性の塗料や文具の使用についても配慮すること。

5 トイレの芳香剤等について

パラジクロロベンゼンが含まれているトイレの芳香・消臭剤、尿石防止剤は使用 しないこと。

6 床ワックスの使用について

ワックスを選択する場合は、できる限りトルエン、キシレン等有機溶剤及び有機 リン系化合物を含まないものを選択すること。

また、ワックス掛けにあたっては、長期休業中に行うなどできる限り児童生徒への影響がない作業時期及び作業時間に配慮し、途布後は十分換気を行うこと。

7 農薬・殺虫剤等の使用について

定期的な農薬、殺虫剤の散布はしないこと。病害虫の防除にあたっては、以下の 手順に従い、できる限りリスクの低い方法を選択すること。

- (1) 日ごろから、病害虫が発生しないよう、枝葉の剪定や清掃に努める。
- (2) 定期的な生息調査により病害虫等の早期発見に努める。
- (3) 防除にあたっては、捕殺、防虫網の利用、剪定及び抜き取り、粘着トラップの使用など物理的防除を優先的に行う。
- (4) やむを得ず薬剤を使用する場合は、人の健康や環境への影響ができる限り少ない薬剤を選択するとともに、樹の幹への注入、誘殺、塗布等の散布以外の方法を優先する。散布せざるを得ない場合は、飛散防止に最大限配慮する。また、散布前及び散布後に児童生徒、周辺住民等に対して十分な周知に努める。

担 当 健康学習課保健・給食グループ (鈴木) 電 話 052-954-6794 (ダイヤルイン) ファックス 052-954-6965